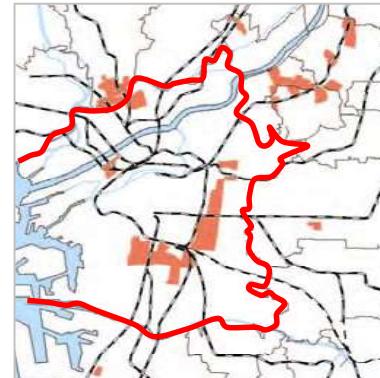


■ 1－2－2 国における動き

都市再生プロジェクト第三次決定～密集市街地の緊急整備～

平成13年(2001年)12月に、「特に大火の可能性が高い危険な密集市街地(東京、大阪各々約2,000ha、全国で約8,000ha)」を対象に重点整備し、今後10年間で最低限の安全性※を確保することが、都市再生プロジェクトとして第三次決定された。

※「最低限の安全性」とは、不燃領域率40%以上を確保すること等をいう。



【大阪府】約2,000ha



【東京都】約2,000ha

特に大火の可能性が高い危険な密集市街地

大阪市による『特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地』の公表

国土交通省が、都市再生プロジェクトの決定を踏まえ、重点的に密集市街地の整備に取り組む地域(重点密集市街地)を選定するにあたっての基礎的安全性の基準を示したことを見て、大阪市では、この客観的な基準に基づき「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」を抽出し、平成15年(2003年)2月に公表した。

都市再生プロジェクト第十二次決定 「密集市街地の緊急整備」～重点密集市街地の解消に向けた取組の一層の強化～

平成19年(2007年)1月に、従前居住者の居住の安定にも配慮した老朽住宅の除却及び建替えの促進や避難・延焼防止に有効な道路等の基盤整備の着実な推進など、重点密集市街地の早期解消に向けた取り組みを一層強化することが、都市再生プロジェクトとして第十二次決定された。